別表六（七の二）　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人（同法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人（以下この号において「対象法人」という。）に該当するものに限る。）が同法第42条の13第５項に規定する対象年度に該当する適用対象事業年度（同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する適用対象事業年度をいう。）において通算特定税額控除規定（同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定をいう。以下この号において同じ。）の適用を受ける場合（同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（対象法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「所得金額に係る要件」の各欄は、「((1)＞(2))　又は　((1)＝(2)＝０)　(3)」又は「(4)＞(6)　(7)」の各欄のいずれかが「該当」の場合には、記載を要しない。

3　「特定対象年度の基準通算所得等金額　(8)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の13第12項第１号イ（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に掲げる金額を記載すること。

4　「前事業年度の基準通算所得等金額の合計額　(10)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の13第12項第２号イに掲げる金額を記載すること。

別表六(七)の表中

特定税額控除規定の適用可否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)	可

を

特定税額控除規定の適用可否	

に、

当期税額基準額の計算	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合	(9)＞10％の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ (小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)
		基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 (別表六(十一)「11」)
	当期税額基準額	(19)×(0.25＋(20)＋(21))
当期税額控除可能額 ((18)と(22)のうち少ない金額)		

を

当期税額基準額の計算	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合	(9)＞10％の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ (小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)
		基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 (別表六(十一)「11」)
	当期税額基準額	((19)＋(別表六(十二の二)「9」))×(0.25＋(20)＋(21))
当期税額控除可能額 ((18)と(22)のうち少ない金額)又は(別表六(八)付表「25」、「28」又は「30」)		

に改め、同表の記載要領第１号中「第４号」を「第５号」に改め、「受ける場合」の次に「（当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第２号に規定する他の事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を加え、同欄四号中「「当期税額基準額 (19)×(0.25＋(20)＋(21)) (22)」」を「「当期税額基準額 ((19)＋(別表六(十二の二)「9」))×(0.25＋(20)＋(21)) (22)」」に、「おいて法」を「おいて所得税法等の一